

佐用町 地域公共交通会議 次第

日時：令和8年8月25日（火）14時00分～

場所：佐用町役場西館2階 防災会議室1・2

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 協議・報告事項

- (1) 令和7年度事業実績について・・・・・・・・・・

 P.1～P.7
- (2) 令和8年度事業について・・・・・・・・・・

 P.8～P.10
- (3) 自家用有償旅客運送（コミバス・さよさよサービス）更新登録について
・・・・・・・・・・

 P.11～P.43
- (4) タクシー運賃助成について・・・・・・・・・・

 P.44～P46

4. その他

5. 閉会（副会長）

令和 7 年度 地域公共交通関連事業実績

■交通空白地有償運送事業（旧市町村運営有償運送）

- ・佐用町が国への登録を経て運行。
- ・使用車両は町の 29 人乗り。土日、祝日、年末年始は運休。

項目	事業名	利用者数 (1 便あたり)	運行費	事業内容
定時定 路線型	コミュニティバス 『三日月～播磨科学 公園都市線』	4,804 人 (3.31 人)	【収入】1,718,000 円 【運行費】7,634,822 円 【支出】 <u>5,916,822 円</u> ※1 収入に播磨科学公園都市圏域 定住自立圏事業負担金含む	・1 日 6 便 242 日運行。 ・大原観光交通（株）に 運行委託。 ・令和 6 年度利用者数は 4,487 人
	コミュニティバス 『佐用～船越線』	4,653 人 (3.20 人)	【収入】1,088,000 円 【運行費】8,805,719 円 【支出】 <u>7,717,719 円</u>	・1 日 6 便 242 日運行。 ・大原観光交通（株）に 運行委託。 ・令和 6 年度利用者数は 5,270 人
小 計		9,457 人	<u>13,634,541 円</u>	令和 6 年度 9,757 人

※1 播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業負担金は、946,000 円（圏域バスとの連携による減収補填として、たつの市より受領）

■交通空白地有償運送事業（旧過疎地有償運送）

- ・平成 25 年度から佐用町社会福祉協議会が国への登録を経て運行。
- ・町補助金にて運行。使用車両は町の 10 人または 7 人乗り車両を無償にて貸借。
- ・電話予約にて運行を行う「デマンド型」。

項目	事業名	利用者数	運行費	事業内容
デマンド 型	さよさよサービス (江川ふれあい号含む)	12,014 人	町補助金 【補助額】19,000,000 円 (参考) 収入 【利用料収入】 3,971,500 円	■全体 ・令和 6 年度利用者数は 11,606 人 ■さよさよサービス ・日曜祝日、年末年始運休。 ・曜日で利用可能地域を限定。 ■江川ふれあい号 ・さよさよサービスの一環。 ・江川地域づくり協議会の 協力のもと運行中。 ・江川～佐用が基本路線。 ・1 日 8 便運行。予約が無い 場合と土日・祝日・年末年 始は運休。
小 計		12,014 人	<u>19,000,000 円</u>	

■その他の佐用町独自施策

項目	事業名	実質事業費	事業内容
鉄 道	鉄道利用促進事業 (社会学習事業)	551,750 円	・ 保育園や小中学校、各種団体（片道助成）などで、鉄道を利用した社会学習活動を実施する団体の乗車を支援。 ・ 当制度の令和 7 年度利用者数は延べ 1,016 人（内、校外学習 90 人 園外保育 195 人） 各種団体（片道助成）については、令和 5 年度からこれまで 5 名以上から申請可能としていたものを 2 名以上から申請可能に拡充したことで、拡充前の令和 4 年度の 379 人（実質事業費 247,190 円）に比べ大幅に利用者が増加している。 ・ 「姫新線利用促進・活性化同盟会」が実施する「チャレンジ 300 万人乗車作戦」などの取り組みにより、平成 27 年度以降、300 万人以上の乗車達成が継続していたが、コロナの外出自粛の影響などにより、令和 2 年度は 260 万人まで落ち込んだものの、コロナの沈静化に伴い回復傾向が続き、令和 5 年度からは毎年 300 万人乗車を達成している。
	大学生等通学定期券購入助成事業	4,390,400 円	・ 令和 4 年度から新規事業として、大学生、短大生、専門学生等の通学定期券購入費の一部を助成。 ・ 令和 5 年度から対象要件を一部緩和（年齢制限を満 22 歳から満 25 歳に拡大、高等学校の専攻科を対象） ・ 令和 7 年度の利用者数は 66 人。 ・ 令和 6 年度の利用者数は 62 人。 事業費は 4,390,200 円。
タクシー	タクシー運賃助成事業	11,338,400 円	・ 令和 7 年度の利用実績は、8,627 人。 前年度比 856 人減。 【収入】872,000 円（チケット代金） 【支出】11,338,400 円
施設整備	平福駅前花壇整備	145,200 円	・ 枯れているものもあり、手入れが出来ていなかった花壇の樹木を、景観や安全面を考慮し伐採及び除根した。
その他	免許証自主返納支援事業	310,000 円	・ 交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、高齢者の免許証自主返納者を支援。タクシーチケットに加え、さよさよサービスチケットなどを 1 人につき 1 冊を 1 回進呈。令和 7 年度は、79 人に交付決定した。前年度比 14 人増。
	スクールバスの混乗化	0 円	・ 登録は 3 人で利用実績はなし。
小 計		16,735,750 円	

■その他の事業（国・県などの制度活用）

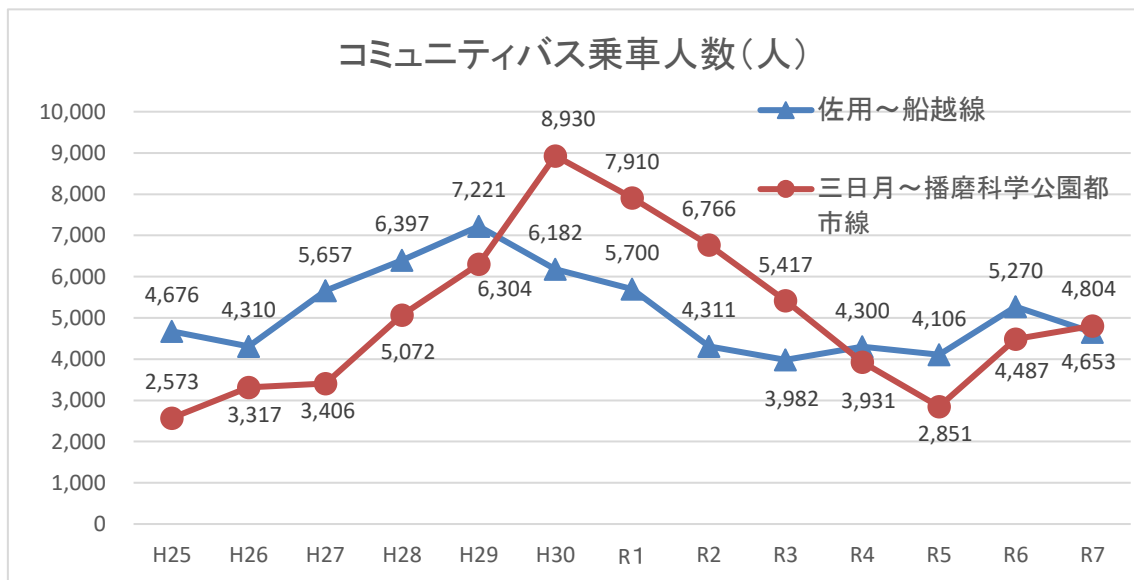
項目	事業名	実質事業費	事業内容
路線バス	路線バス維持確保事業	7,960,000 円	・ (株)ウイング神姫が運行する路線バス、山崎～三河經由～千種線、および山崎～三河經由～西河内線の助成を行った。
小 計		7,960,000 円	

令和 7 年度 地域公共交通関連事業 自己評価

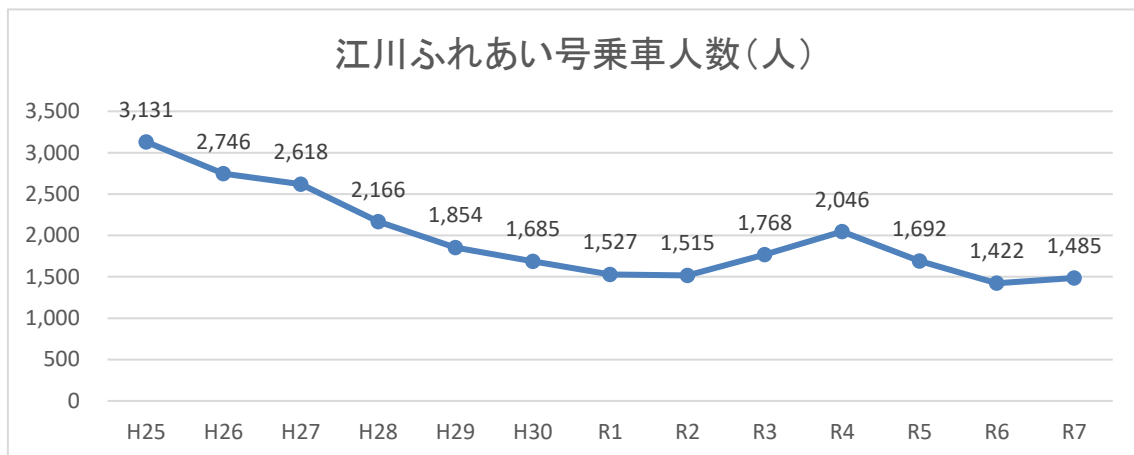
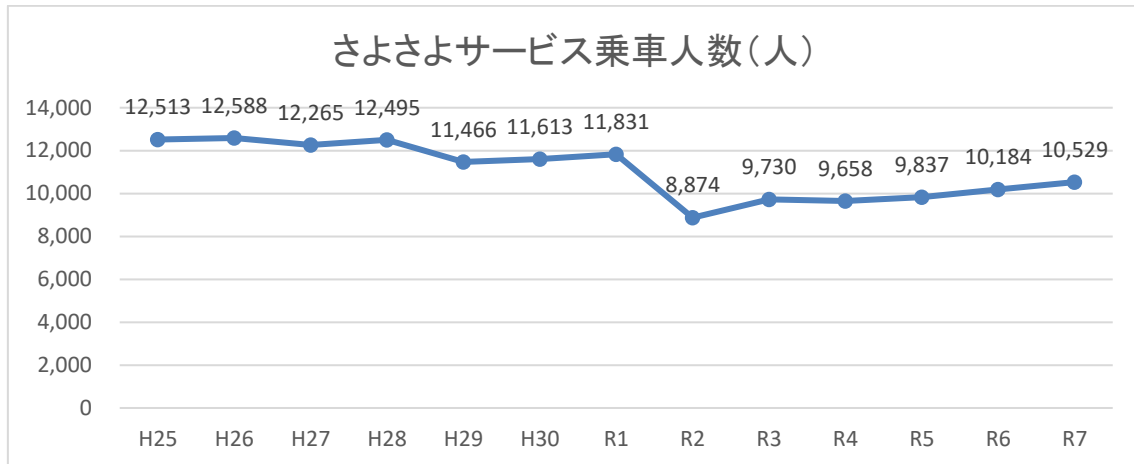
■評価項目 1 事業の効果・影響の検証

【自己評価】

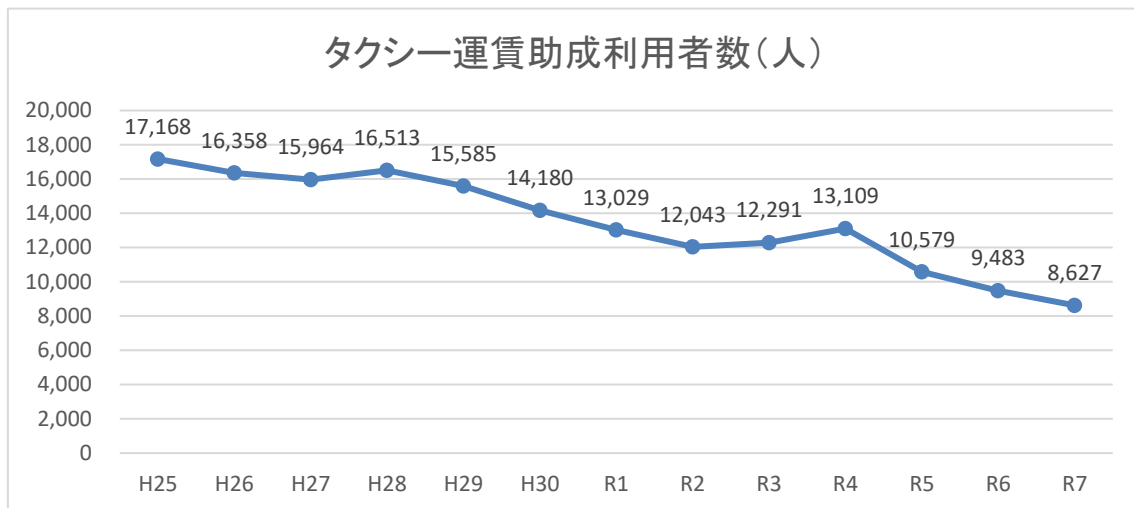
コミュニティバス「三日月～播磨科学公園都市線」（以下「テクノ線」）「佐用～船越線」（以下「船越線」）については、利用者は学生が中心となっているものの、一般の利用も一定数を維持しており、地域の生活に定着した路線となっている。令和 7 年度の利用実績は、テクノ線が 4,804 人（前年度比 7.1%増）、船越線が 4,653 人（同 11.7%減）、2 路線合計で 9,457 人（同 3.1%減）となった。両路線の増減は通学定期利用者の動向を反映したもので、卒業等による年度ごとの学生数の入れ替わりが利用者数に直結する構造となっている。なお、船越線は令和 5 年 11 月の道の駅ちくさへの延伸効果が引き続き維持されている。



デマンド型交通「さよさよサービス（含：江川ふれあい号）」は、交通空白地有償運送事業として佐用町社会福祉協議会が実施主体となり 13 年目を迎えたが、運行上の大きな支障事例もなく、ドアツードア輸送の特性を活かし、見守り活動しながら福祉サービスと一体的な運営を図ることができている。令和 7 年度の利用実績は 12,014 人（前年度比 3.5%増）で、うち江川ふれあい号は 1,485 人（同 4.4%増）と、地域主体の運行が定着している。公共交通の利用が難しい高齢者等の外出機会を確保するセーフティネットとして、着実に役割を果たしていると評価している。



タクシー運賃助成事業は、コミュニティバス・さよさよサービスと合わせた本町の独自施策の3本柱の一つである。令和7年度の利用実績は8,627人（前年度比856人減）で、平成25年度以降おおむね減少傾向が続いているが、これは免許保有率の高止まり、人口減少、外出機会の減少など複合的な社会的要因によるものと分析している。タクシーは時間・行先の制約が少なく、コミュニティバスやさよさよサービスとは役割・利用場面が明確に異なることを前提に、令和2年度から年間5冊まで購入できるように制度を見直しており、恒常的に利用される方の利便性向上につながっている。



免許証自主返納支援事業は、令和7年度に79人へ交付決定（前年度比14人増）と着実に増加しており、交通事故防止と公共交通への転換の受け皿として機能している。その他、路線バス維持確保事業や鉄道事業も含め、総合的にバランスのとれた事業を実施できたと考えている。

■評価項目2 事業実施の問題点とその対応

【自己評価】

コミュニティバスは、2路線とも通勤・通学時間帯の利用が多く、それ以外の時間帯は利用率が低い傾向にある。一部増便を望む声があることは承知しているものの、運行経費の増加や運転士不足を踏まえると、実現へのハードルは高い状況にある。令和7年度は運行費が2路線合計で13,634,541円（前年度11,557,414円）と増加しており、燃料費・人件費の上昇の影響が大きくなっている。引き続き学校・地域と情報を共有しながら学生数の動向を注視する。

さよさよサービス（含：江川ふれあい号）は、令和7年度も安定的な運行を維持し、利用者数も増加した。効率的な運行による経費削減に努めているものの、多様化する利用者ニーズへの対応は人件費を押し上げる側面があり、収支バランスに影響を与えている。運転手の確保・高齢化も中長期的な課題であり、社会福祉協議会と連携して運行体制の維持策を検討する。

タクシー運賃助成事業については、令和5年5月31日からの運賃改定により利用者の実質負担が増加しており、これが利用回数の抑制につながっている面がある。利用者の負担軽減と、地域公共交通の重要な担い手であるタクシー事業者の輸送需要の維持の双方につながるよう、助成内容の見直しを進めているところである。引き続き、3事業全体の利用状況を分析しつつ、制度面での対応策を検討する。

■評価項目 3 財源の確保

【自己評価】

地域公共交通は、住民の日常生活に不可欠な移動手段を確保するための政策的サービスであり、その性格上、受益者負担のみで運行に要する経費を賄うことは困難である。このため、各事業の運行に必要な経費について所要額を予算に計上し、事業実施にあたった。

財源の確保にあたっては、町の一般財源のみに依存することなく、国・県の補助制度の活用を図った。また、播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業負担金 946,000 円を、圏域バスとの連携による減収補填分としてたつの市より受領している。路線バス維持確保事業についても、県の支援制度を活用して実施した。あわせて、収支率の向上を図るため、外出支援サービスパンフレットの配布や広報紙・防災行政無線などによる啓発、JR・公益社団法人兵庫県バス協会・株式会社ウイング神姫などの協力による広域時刻表の窓口配布を行い、利用促進に努めた。

今後も燃料費や人件費の上昇により運行経費の増加が見込まれることから、活用可能な国・県の財源に関する情報収集を継続するとともに、利用促進による運賃収入の確保に努め、持続可能な財源構成の維持を図る必要がある。

■評価項目 4 住民参加による地域関係者の合意形成

【自己評価】

本協議会は地域住民の代表をはじめ、交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者など、様々な分野を代表する委員で構成されている。各分野の代表の方々との調整・合意形成を図りながら事業を実施しているため、住民参加による地域関係者の合意形成を図れたものと考えている。

令和 7 年度は、さよさよサービス・タクシー運賃助成事業の利用券について、未使用分を活用できず廃棄せざるを得ないとの住民の声が複数寄せられていたことから、佐用町社会福祉協議会及び関係課との協議を経て未使用券の払戻しの仕組みを整備し、令和 8 年 4 月 1 日から運用を開始した。住民の身近な意見を制度改善につなげた事例であり、今後も窓口や地域での声を丁寧に拾い上げ、関係機関との協議を経て、実情に即した制度運用につなげていきたい。また、制度の見直しに際しては、関係事業者との事前協議を丁寧に行い、事業者の実情を踏まえた運用に努めたい。

■評価項目 5 今後の事業実施について

【自己評価】

コミュニティバス 2 路線は、主な利用者である学生の増減を注視しつつ継続して運行していきたい。運行経費の増加傾向を踏まえ、ダイヤ・運行区間の効率化についても、地域や学校の意見を聞きながら継続的に検証していく。

さよさよサービス（含：江川ふれあい号）は、本町の交通施策のセーフティネットとして位置づけているため、効率的な運行を行うとともに、利用者数や収支率を維持・向上させる努力を継続しながら、事業継続を図りたい。運転手の確保や地域の協力体制の維持についても、社会福祉協議会・地域づくり協議会と連携して取り組む。

タクシー事業者についても地域公共交通の重要な担い手であるとの認識から、引き続き運賃助成制度を継続し、利用実績の推移や利用者の声、事業者の実情を踏まえた

がら、より効果的な制度となるよう検討を継続する。

鉄道については、町独自施策の「鉄道利用促進事業」「大学生等通学定期券購入助成事業」を適宜見直しつつ引き続き実施したい。令和8年度はJR姫新線の全通90周年の節目にあたり、記念スタンプラリーや絵画コンテストが実施されているほか、10月10日には記念式典が予定されている。路線バスについても、県の支援制度を活用した補助事業を継続し、利用促進と路線の維持・確保に努めたい。

なお、全体的な傾向としては、人口減少や高齢者世代における自動車運転免許保有率の高止まりなどにより、利用者数は長期的には減少傾向にある。一方で、各サービスはそれぞれ異なる役割を担っており、定時定路線（コミュニティバス・路線バス・鉄道）、デマンド型（さよさよサービス）、個別輸送（タクシー）の重層的な組み合わせによって、町全体の移動手段を確保していく考え方が重要である。

「高齢者がいつまでも安心して暮らしていけるまちづくり」また「通勤・通学環境を整えることなどにより、若い世代が住みやすいまちづくり」を行っていくうえで、充実した地域公共交通関連事業を継続させることは欠かせないものであるため、制度の周知・利用促進等に一層注力しながら、総合的にバランスのとれた現行の事業を維持していきたいと考えている。

令和8年度 地域公共交通関連事業

■交通空白地有償運送事業（旧市町村運営有償運送）

コミュニティバス『三日月～播磨科学公園都市線』	
予算額	【収入】1,450,000 円 （※1 播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業負担金含む） 【支出】8,360,000 円
実施主体	佐用町（企画防災課）
運行形態	交通空白地有償運送。大原観光交通（株）へ委託
車両	29 人乗り
便数	定時定路線 1 日 6 便（土日・祝日・年末年始運休）
運賃	大人 200 円 小学生 100 円（チケット制）通学定期 1 か月 6,000 円
その他	・平成 27 年度より、中学生以上の学生・生徒には通学定期購入可能 ・平成 28 年度より、7 時台の播磨科学公園都市行き便を 1 便から 2 便に増便 ・平成 29 年度より、播磨科学公園都市圏域定住自立圏バス（以下、「圏域バス」）にあわせ、1 乗車あたり、運賃を大人 300 円から 200 円とし、「芝生広場バス停」で乗降が可能 ・平成 30 年 4 月 12 日より、14 人乗りワゴン車から 29 人乗りマイクロバスに変更（マイクロバス購入）。これに伴い、平成 30 年 4 月 23 日より、7 時台の播磨科学公園都市行き便を 2 便から 1 便に変更し、時刻も変更 ・令和 2 年 4～6 月、新型コロナウイルスの影響で兵庫県立大学付属中・高の下校時刻が変更されたため、コロナ対策として、下校時刻に合わせた臨時便を増便運行 ・令和 4 年 4 月より、光都バスセンターへの経由を開始

※1 播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業負担金は、1,000,000 円
圏域バスとの連携による減収補填として、たつの市より入金見込。

コミュニティバス『佐用～船越線』	
予算額	【収入】1,400,000 円 【支出】8,888,000 円
実施主体	佐用町（企画防災課）
運行形態	交通空白地有償運送。大原観光交通（株）へ委託
車両	29 人乗り
便数	定時定路線 1 日 6 便（土日・祝日・年末年始運休）
運賃	大人 200 円 小学生 100 円（チケット制）通学定期 1 か月 6,000 円
その他	・平成 27 年度より、中学生以上の学生・生徒には通学定期購入可能 ・平成 28 年 6 月より、29 人乗りマイクロバスに変更（マイクロバス購入）。同年 9 月より「名目津和」バス停を新設し、路線を延伸。 ・平成 29 年度より、圏域バスにあわせ、1 乗車あたり、運賃を大人 300 円から 200 円とした。 ・令和 2 年 4～6 月、新型コロナウイルスの影響で佐用高等学校の下校時刻が変更されたため、コロナ対策として、下校時刻に合わせた臨時便を増便運行 ・令和 5 年 11 月より、「道の駅ちくさ」バス停を新設し、路線を延伸 ・令和 6 年 4 月、夏・冬ダイヤを廃止し、年間を通して以前の冬ダイヤで運行

■交通空白地有償運送事業（旧過疎地有償運送）

さよさよサービス（江川ふれあい号含む）	
予算額	19,000,000 円
実施主体	佐用町社会福祉協議会
運行形態	交通空白地有償運送
車両	【さよさよサービス】10 人乗り町公用車 4 台・7 人乗り町公用車 1 台 【江川ふれあい号】10 人乗り町公用車 1 台
便数	【さよさよサービス】予約式デマンド輸送（町内を月・水・金に運行する地域と、火・木・土に運行する地域とに分けて運行。日曜・祝日・年末年始運休） 【江川ふれあい号】予約式デマンド輸送（1 日 8 便、予約時のみ運行。土日・祝日運休）
運賃	【さよさよサービス】一般 400 円、65 歳以上・障害者等 300 円、小学生 150 円（チケット制） 【江川ふれあい号】一般 300 円、小学生 150 円（チケット制）
その他	平成 25 年度から、実施主体を町社会福祉協議会へ変更。 令和 8 年度より、未使用チケットの払戻し制度を開始

■その他の佐用町独自施策

鉄道利用促進事業（社会学習事業）	
予算額	1,350,000 円
実施主体	佐用町（健康福祉課・教育課・企画防災課）
内 容	保育園、小中学校、各種団体などで、ＪＲ姫新線や智頭急行智頭線等を利用した社会学習事業などを行うグループに対し、姫新線の姫路～津山駅間（保育園、小中学校については姫路～上月駅間）および智頭線の智頭～上郡駅間に限り片道分の乗車券を支給する。 「姫新線利用促進・活性化同盟会」の沿線自治体とともに、300 万人乗車の維持、増加を目指す。
その他	平成 27 年度より、保育園及び小中学校を除く各種団体に対しては、往復から片道分の支給に変更。 令和 4 年度より、智頭線も対象に追加。（保育園、小中学校は既に対象） 令和 5 年度より、上月～津山駅間も対象に追加。（保育園、小中学校については対象外）また、各種団体については 2 名以上から申請できるように制度を拡充（以前は 5 名以上）

大学生等通学定期券購入助成事業	
予算額	6,000,000 円
実施主体	佐用町（企画防災課）
内 容	地域公共交通の利用促進及び定住促進ならびに子育て支援を目的とし、令和 4 年度から大学生、短大生、専門学生等の通学定期券購入費の一部を助成する制度を開始。町内の駅・バス停から通学する学生を対象とし、1 ヶ月あたり 8,000 円を上限とし、助成を実施。 令和 5 年度より助成対象期間は満 19 歳となる年度の 4 月 1 日から満 25 歳となる年度の 3 月 31 日まで。（令和 4 年度は満 22 歳までを対象とし

	ていたが、満 25 歳まで対象を拡大) また、令和 5 年度からは高等学校の専攻科および姫路市立あかつき中学校についても助成対象に追加
--	--

タクシー運賃助成事業									
予算額	【収入】 1,000,000 円 【支出】 12,346,000 円								
実施主体	佐用町（健康福祉課）								
内 容	高齢者や要介護認定者などに対し、12 枚綴りのタクシー運賃助成チケットを 1,000 円で販売。年間 5 冊まで。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>タクシー料金の額</th><th>助 成 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000 円以下</td><td>タクシー料金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>2,001 円～ 3,000 円</td><td>タクシー料金の額から 1,000 円を差し引いて得た額</td></tr> <tr> <td>3,001 円以上</td><td>一律 2,000 円</td></tr> </tbody> </table> ※助成額に 10 円未満の端数が生じた場合は、それを切り上げ	タクシー料金の額	助 成 額	2,000 円以下	タクシー料金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額	2,001 円～ 3,000 円	タクシー料金の額から 1,000 円を差し引いて得た額	3,001 円以上	一律 2,000 円
タクシー料金の額	助 成 額								
2,000 円以下	タクシー料金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額								
2,001 円～ 3,000 円	タクシー料金の額から 1,000 円を差し引いて得た額								
3,001 円以上	一律 2,000 円								
その他	平成 24 年度より、用途を問わず購入上限を年間 3 冊まで拡充 令和 2 年度より、用途を問わず購入上限を年間 5 冊まで拡充 令和 8 年度より、未使用チケットの払戻し制度を開始								

免許証自主返納支援事業	
予算額	360,000 円
実施主体	佐用町（企画防災課）
内 容	運転免許証を自主的に返納する 65 歳以上の方に、タクシー運賃助成チケット 1 冊に加え、さよさよサービスチケットまたはコミュニティバスチケットのいずれか 1 冊を 1 人につき 1 回進呈する。

スクールバスの混乗化	
予算額	混乗化に関する予算は特になし
実施主体	佐用町（教育委員会教育課）
内 容	自動車及びバイクなどを運転できない公共交通の利用が困難な方に対し、教育委員会で審査・登録を行ったうえで、スクールバスへの乗車を可能とする。
運賃	無償（乗車時に乗車証を提示）

■その他の事業

路線バス維持確保事業	
予算額	8,000,000 円
実施主体	佐用町（企画防災課）
内 容	公共交通を確保維持するため、(株)ウイング神姫の運行する山崎～三河経由～千種線、および山崎～三河経由～西河内線の赤字補填を行う。

令和 8 年 9 月 1 日

神戸運輸監理部長 殿

名 称 佐用町
住 所 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
代表者の氏名 佐用町長 江見秀樹

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいのので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 佐用町
住 所 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
代表者氏名 佐用町長 江見秀樹

2. 登録番号

神兵市交第 8 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	佐用町役場本庁	佐用町役場南光支所	道の駅ちくさ	22.2 km
2	J R 姫新線三日月駅	兵庫県立西播磨総合 リハビリテーション センター	兵庫県立大学 附属高校	11.5 km

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
佐用町役場	兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バ ス	普通自動車 (軽)	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
佐用町役場	3台	2台 (0)	5台 (0)	()	()	()	()	()	()	5台 (0)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

- ・町内在住のかた及びその親族のかた
- ・佐用町に生活の拠点をおくかた
- ・地域外からの訪問者等

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

- 小学生未満 無料
- 小学生 1乗車 100円
- 上記以外 1乗車 200円
- 通学定期(中学生以上) 1か月 6,000円
- 2か月 12,000円
- 3か月 18,000円
- 4か月 24,000円

※参考資料は、別添のとおり

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

<参考資料>

①路線又は運送の区域ごとの対価の額の算出根拠

対価の考え方としては、実施主体が行政であることや、自家用車を使用しての運送であることから、距離制にすることは設備投資に多額の費用がかかるほか、運用が困難になるため、一律料金とするとともに、運賃の収受のしやすい１００円単位とする。

対価の算出にあたっては、播磨科学公園都市圏域定住自立圏（中心市：たつの市、構成市町：宍粟市、上郡町、佐用町）による「圏域バス」ならびに、宍粟市の路線バスの運賃が、１乗車２００円であることから、圏域の利便性向上を図るため、同様に１乗車２００円とする。

中学生以上の利用が多いことから、子育て支援策の一環として、子育て世代等への経済的な支援とコミュニティバスの利用促進を図るため、比較的安価な料金を設定する。

②運賃の収受方法

原則として利用者は予め乗車回数券、通学定期を購入し、乗車の際に乗車券を渡すか、または定期を提示することとする。

③運行の方法

定時定路線で運行する。停留所位置及び運行時刻は別紙のとおりとする。

なお、「佐用町役場～南光支所～道の駅ちくさ」の路線は、停留所は設置するが、路線の全区間においてフリー乗降とする。

令和 8 年 9 月 1 日

神戸運輸監理部長 殿

地域公共交通会議において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議を開催し、交通空白地有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村
(名 称) 佐用町地域公共交通会議

(対象市町村) 佐用町
3. 地域公共交通会議にて合意に至った年月日
令和 8 年 8 月 2 5 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
佐用町 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 1 1 番地 1 佐用町長 江見秀樹
5. 合意の内容
(1) 路線又は運送の区域
■佐用町役場～南光支所～道の駅ちくさ
■ＪＲ姫新線三日月駅～兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター
～兵庫県立大学附属高校
6. その他特記事項

令和 8 年 9 月 1 日

佐用町地域公共交通会議
会長 佐用町長 江見秀樹 印

神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 8 年 9 月 1 日

名 称	佐用町
住 所	兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
代表者の氏名	佐用町長 江見秀樹 印

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（兵庫県佐用町長）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	森崎 幸次		大型	Ⅱ 種
2	清水 英之		大型	Ⅱ 種
3	山本 幸男		大型	Ⅱ 種
4	阿曾 亘		大型	Ⅱ 種
5	蔭山 肇		大型	I 種
6	船曳 輝之		大型	I 種
7	巴 忠重		大型	Ⅱ 種
8	上根 達也		大型	I 種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び 1 種・2 種）を記載すること。
- ※ 第 2 種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第 5 1 条の 1 6 第 3 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（兵庫県佐用町長）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第 51 条の 18 に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和 8 年 9 月 1 日

住 所 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
氏 名 佐用町役場企画防災課長
大下 順世 印

※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	佐用町長 江 見 秀 樹
-------------	--------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 佐用町役場 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	企画防災課長 大下 順世	兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	安全運転 管理者		

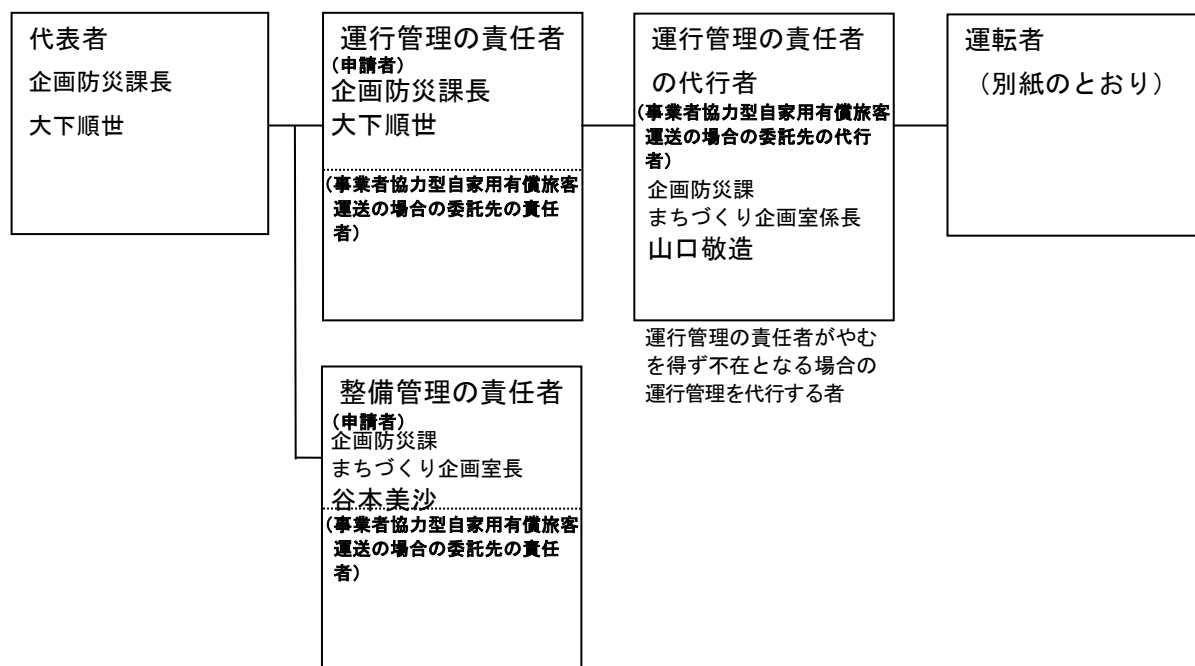
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

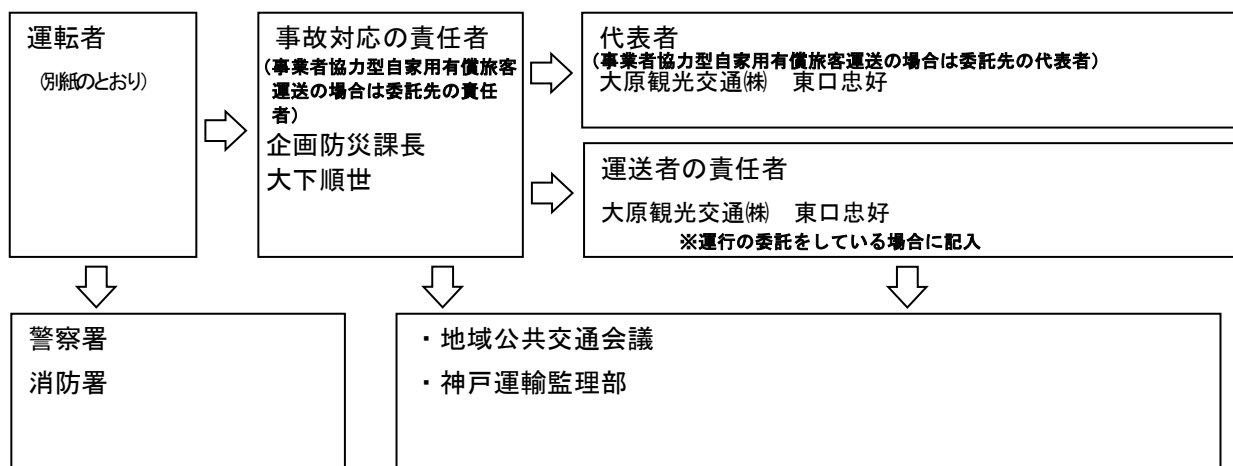
No	氏 名	住 所	協力
1	企画防災課 まちづくり企画室長 谷本 美沙	兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

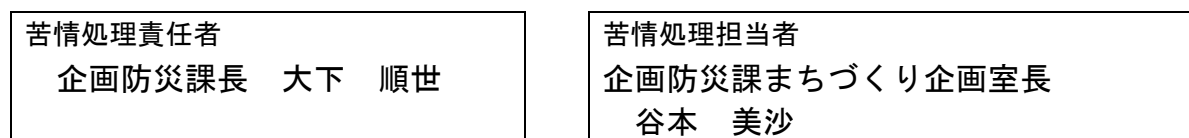
（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第 8 号

神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

道路運送法第 79 条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

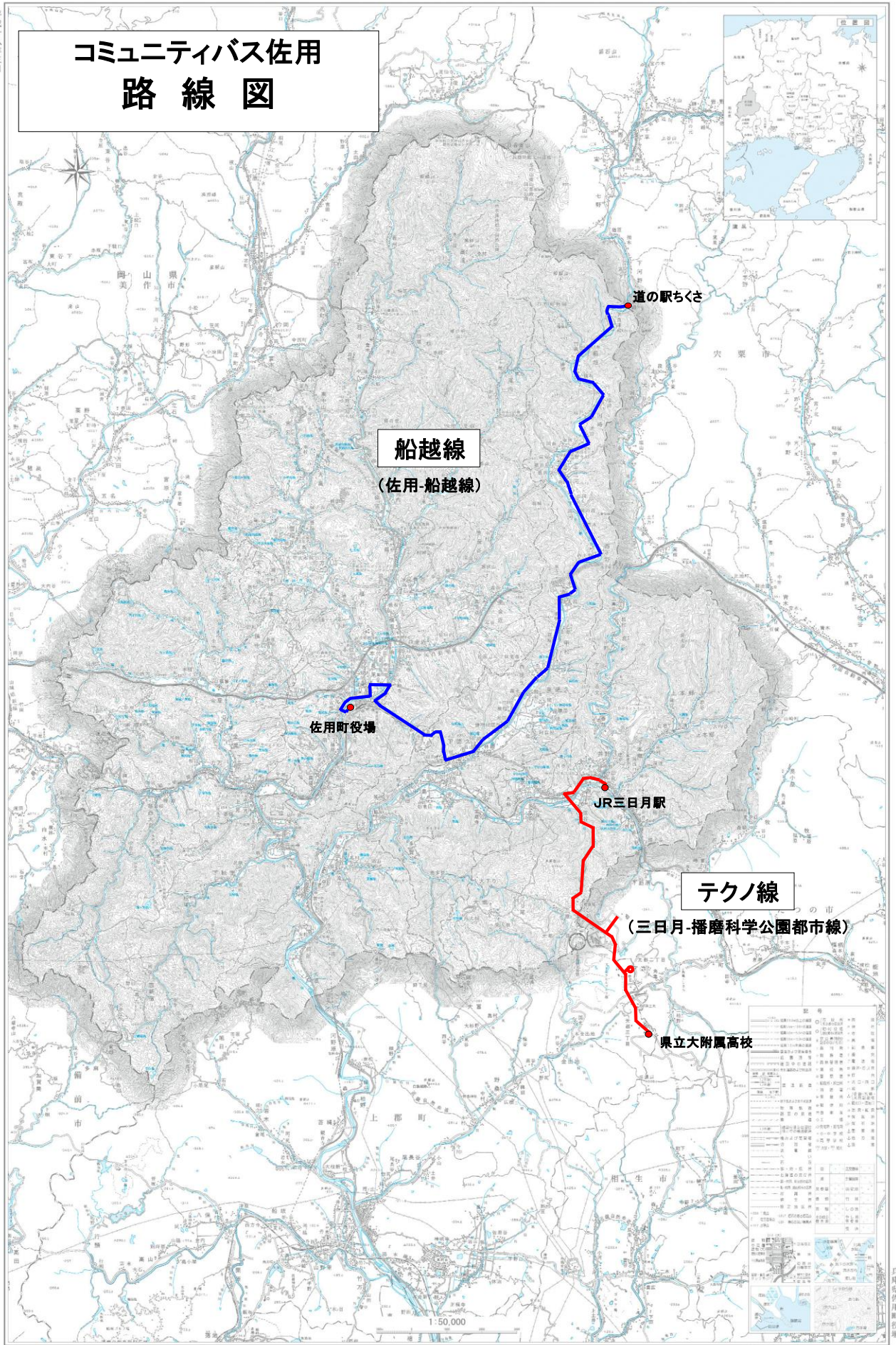
記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	無制限
対物保険（共済）	無制限

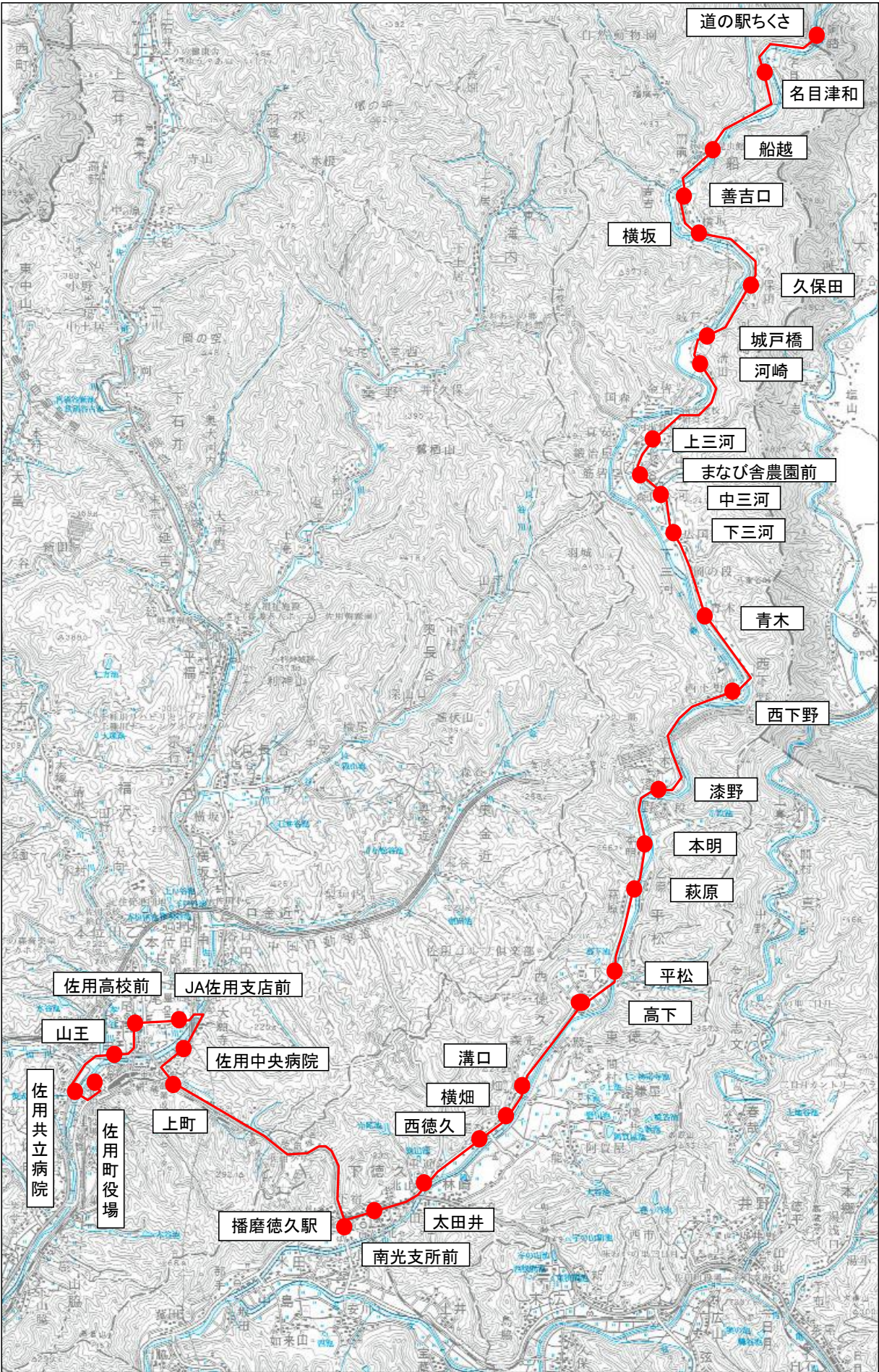
令和 8 年 9 月 1 日

名 称 佐用町
住 所 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
代表者の氏名 佐用町長 江見秀樹 印

コミュニティバス佐用 路線図



コミュニティバス佐用 佐用船越線 路線



コミュニティバス佐用 佐用船越線時刻表

令和6年4月1日改正

バス停留所	道の駅ちくさ発 佐用行			佐用発 道の駅ちくさ行		
	1便	2便	3便	1便	2便	3便
道の駅ちくさ	7:02	10:17	13:47	8:54	13:21	18:06
名目津和	7:03	10:18	13:48	8:53	13:20	18:05
船越(門前)	7:05	10:20	13:50	8:51	13:18	18:03
善吉口	7:06	10:21	13:51	8:50	13:17	18:02
横坂	7:07	10:22	13:52	8:49	13:16	18:01
久保田	7:08	10:23	13:53	8:48	13:15	18:00
城戸橋	7:09	10:24	13:54	8:47	13:14	17:59
河崎	7:10	10:25	13:55	8:46	13:13	17:58
上三河	7:12	10:27	13:57	8:44	13:11	17:56
まなび舎農園前	7:13	10:28	13:58	8:43	13:10	17:55
中三河	7:14	10:29	13:59	8:42	13:09	17:54
下三河	7:15	10:30	14:00	8:41	13:08	17:53
青木	7:16	10:31	14:01	8:40	13:07	17:52
西下野	7:17	10:32	14:02	8:39	13:06	17:51
漆野	7:19	10:34	14:04	8:37	13:04	17:49
本明	7:21	10:36	14:06	8:35	13:02	17:47
萩原	7:22	10:37	14:07	8:34	13:01	17:46
平松	7:23	10:38	14:08	8:33	13:00	17:45
高下	7:24	10:39	14:09	8:32	12:59	17:44
溝口	7:25	10:40	14:10	8:31	12:58	17:43
横畑	7:26	10:41	14:11	8:30	12:57	17:42
西徳久	7:27	10:42	14:12	8:29	12:56	17:41
太田井	7:28	10:43	14:13	8:28	12:55	17:40
南光支所前	7:30	10:44	14:14	8:27	12:54	17:39
播磨徳久駅	7:40	10:45	14:15	8:26	12:53	17:38
佐用上町	7:45	10:50	14:20	8:21	12:48	17:33
佐用中央病院	7:47	10:52	14:22	8:19	12:46	17:31
JA佐用支店前	7:48	10:53	14:23	8:18	12:45	17:30
佐用高校前	7:49	10:54	14:24	8:17	12:44	17:29
山王	7:51	10:56	14:26	8:15	12:42	17:27
佐用共立病院	7:52	10:57	14:27	8:14	12:41	17:26
佐用町役場	7:53	10:58	14:28	8:13	12:40	17:25

＜運賃＞中学生以上200円(小学生100円) チケットは役場・支所・出張所で販売しています。

※どなたでも、券を購入し、ご利用いただけます。

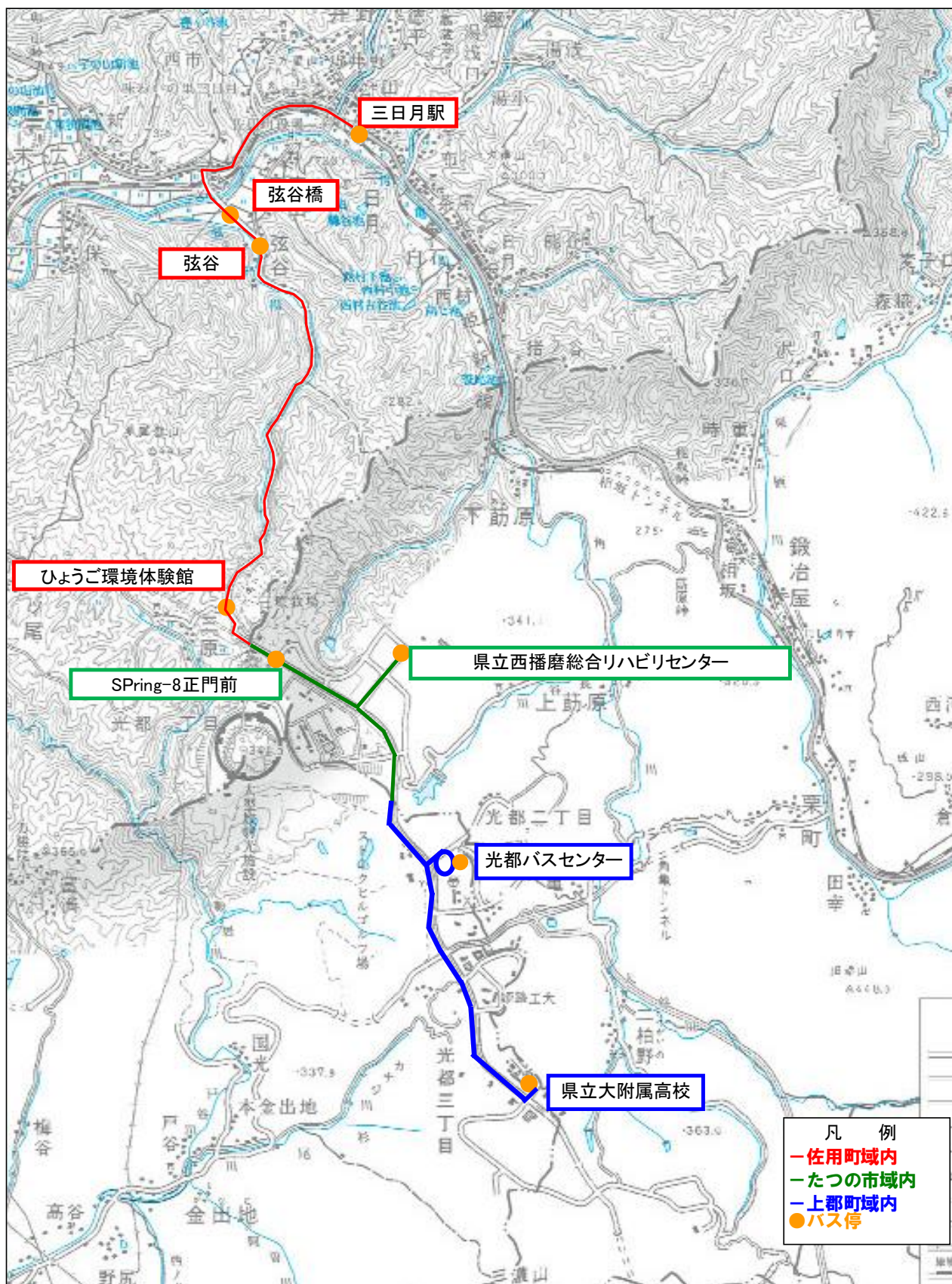
通学定期 6,000円/1か月 12,000円/2か月 18,000円/3か月 24,000円/4か月

※通学定期は、中学生以上の生徒・学生が対象です。

※土日祝日、年末年始は運休します。

「まなび舎農園前」バス停は、旧「中学校前(三土中学校)」バス停。

コミバス佐用 三日月播磨科学公園都市線 路線(令和4年4月1日現在)



コミバス佐用 三日月播磨科学公園都市線時刻表

バス停	播磨科学公園都市行き		
●三日月駅	7:15	8:21	13:20
●弦谷橋	7:18	8:24	13:23
●弦谷	7:19	8:25	13:24
●ひょうご環境体験館	7:23	8:29	13:28
●SPring-8前	7:24	8:30	13:29
●西播磨総合リハビリセンター	7:26	8:32	13:31
●光都バスセンター	7:30	8:36	13:35
●県立大附属高校	7:35	8:41	13:40

バス停	三日月駅行き		
●県立大附属高校	13:42	16:50	18:35
●光都バスセンター	13:47	16:55	18:40
●西播磨総合リハビリセンター	13:51	16:59	18:44
●SPring-8前	13:53	17:01	18:46
●ひょうご環境体験館	13:54	17:02	18:47
●弦谷	13:58	17:06	18:51
●弦谷橋	13:59	17:07	18:52
●三日月駅	14:02	17:10	18:55

＜運賃＞中学生以上200円（小学生100円） チケットは役場・支所・出張所で販売しています。

※どなたでも、券を購入し、ご利用いただけます。

通学定期 6,000円/1か月 12,000円/2か月 18,000円/3か月 24,000円/4か月

※通学定期は、中学生以上の生徒・学生が対象です。

◎土日祝日、年末年始は運休します。

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

佐用町

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	姫路200さ1775	29	佐用町	佐用町	テクノ線
2	姫路200さ1677	29	佐用町	佐用町	船越線
3	姫路300み711	10	佐用町	佐用町	(予備車両)
4	姫路230さ1134	29	佐用町	佐用町	(予備車両)
5	姫路301と3792	10	佐用町	佐用町	(予備車両)
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

神兵市交第8号

2. 登録の有効期間

令和5年11月1日

から

令和8年10月31日

3. 名称、住所、代表者氏名

佐用町

佐用郡佐用町佐用2611番地1

佐用町長 庵途典章

4. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

5. 運送の区域

起点:佐用町役場～主たる経過地:南光支所～終点:道の駅ちくさ

起点:三日月駅～主たる経過地:西播磨総合リハビリセンター～終点:
県立大附属高校

6. 運送の区域事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあつては、協力事業者の氏名又は名称及び住所

7. 登録に付す条件

別紙のとおり

令和5年10月25日

神戸運輸監理部長 白井 謙彰



令和 8 年 9 月 1 日

神戸運輸監理部長 殿

名 称 社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
 住 所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
 代表者の氏名 会 長 井上 洋文

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
 兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
 会長 井上 洋文

2. 登録番号

神兵過第 3 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

4. 運送の区域

運送の区域	備 考
兵庫県佐用郡佐用町内	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
佐用町社会福祉協議会本所	兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
江川地区文化センター	兵庫県佐用郡佐用町豊福 285 番地 4

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	バ ス (乗車定員 11 人以上)	普通自動車 (乗車定員 10 人以下)	合 計 (軽)
佐用町社会福祉 協議会本所	保有	0 台	5 台 (3 台)	5 台 (3 台)
	持込	0 台	5 台 (0 台)	5 台 (0 台)
	合計	0 台	10 台 (3 台)	10 台 (3 台)
江川地区文化 センター	保有	0 台	0 台 (0 台)	0 台 (0 台)
	持込	0 台	1 台 (0 台)	1 台 (0 台)
	合計	0 台	1 台 (0 台)	1 台 (0 台)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称	所 有 区 分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート 車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
佐用町社会福祉 協議会本所	保 有	0 台 ()	3 台 (2 台)	0 台 ()	0 台 ()	2 台 (0 台)	5 台 (2 台)
	持 込	0 台 ()	2 台 (0 台)	0 台 ()	1 台 ()	2 台 ()	5 台 ()
	合 計	0 台 ()	5 台 (2 台)	0 台 ()	1 台 ()	4 台 (0 台)	10 台 (2 台)
江川地区文化 センター	保 有	0 台 ()	0 台 ()	0 台 ()	0 台 ()	0 台 ()	0 台 ()
	持 込	0 台 ()	0 台 ()	0 台 ()	0 台 ()	1 台 ()	1 台 ()
	合 計	0 台 ()	0 台 ()	0 台 ()	0 台 ()	1 台 ()	1 台 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地有償運送		佐用町在住のかた（登録会員）
福祉有 償輸送		イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
		ロ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
		ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第 79 条の 4 第 1 ～ 4 号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

公共交通空白地有償運送の運行方法

1. さよさよサービス

- 対象者 交通にお困りの町内在住の方で利用登録されている方
- 運行日時 月曜日から土曜日の午前8時30分～午後5時まで
- 運休日 日曜・祝日・年末年始
- 運賃 事前にチケットを購入いただき、1乗車につき1枚を使用する。
- 【1冊10枚 3,000円】
- ・65歳以上のかた ・介護認定を受けているかた ・中学生、高校生
 - ・16歳以上で、身体障害者手帳（1種もしくは1級～3級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- 【1冊10枚 1,500円】小学生
- 【無料】小学生未満※ただし、保護者同伴要
- 【1冊10枚 4,000円】上記以外のかた

- 利用方法 ①利用登録（未登録の方のみ）②利用券購入 ③予約センター（社会福祉協議会）への予約
- ・利用日の前日午後3時までに電話で予約が必要。
 - ・ただし、前日が運休日の場合は、その直前の運行日が期限日。
 - ・乗車2週間前から予約可能。

■運行対象区域

【月・水・金曜日】佐用地区、上月地区の一部地域（福吉・本郷・大垣内・皆田・南中山・来見田和・才金・金子・桜山・金屋・力万・須安・宇根）

【火・木・土曜日】南光地区・三日月地区、上月地区の一部地域（檜ヶ淵・越田和・判官・稗田久木原・小日山・目高・寄延・上上月・中上月・下上月・仁位・早瀬1・早瀬2家内・久崎・櫛田・円光寺・下秋里・上秋里・西新宿・大日山・小赤松・大酒）

2. 江川ふれあい号

- 対象者 交通にお困りの江川地域在住の方で利用登録されている方
- 運行日時 月曜日から金曜日の午前8時～午後5時まで
- 運休日 土・日・祝日、年末年始、江川地域づくり協議会が別途定める日
- 運賃 事前にチケットを購入いただき、1乗車につき1枚を使用する。
- 【10枚 3,000円】大人
- 【10枚 1,500円】小学生
- 【無料】小学生未満※ただし、保護者同伴要
- 利用方法 ①利用登録（未登録の方のみ）
- ②利用券購入
- ③予約センター（江川地域づくり協議会）への予約
- ・運行時刻の1時間前までに予約が必要。ただし朝の午前8時30分の便に乗車の場合は、前日までに予約。前日が運休日の場合は、その直前の運行日が期限日。

■運行時刻表

江川発佐用行	午前8時30分	午前11時	午後2時	午後3時30分
--------	---------	-------	------	---------

佐用発江川行	午前10時30分	午後12時30分	午後2時30分	午後4時
--------	----------	----------	---------	------

佐用町全図

① 【月・水・金曜日】

佐用地区、上月地区の一部地域(福吉・本郷・大垣内・皆田・南中山・来見・田和
才金・金子・桜山・金屋・力万・須安・宇根)



② 【火・木・土曜日】

南光地区、三日月地区、上月地区の一部地域(檜ヶ淵・越田和・判官
稗田・久木原・小日山・目高・寄延・上上月・中上月・下上月・仁位
早瀬1・早瀬2・家内・久崎・櫛田・円光寺・下秋里・上秋里・西新宿
大日山・小赤松・大酒)

令和 8 年 9 月 1 日

神戸運輸監理部長 殿

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

2. 運営協議会の名称及び対象市町村

(名 称)

佐用町地域公共交通会議

(対象市町村)

佐用町

3. 運営協議会にて合意に至った年月日

令和 8 年 8 月 25 日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会

兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地

会長 井上 洋文

4. 合意の内容

(1) 運送の区域

佐用町内

(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

別紙のとおり

その他特記事項

特になし

令和 8 年 9 月 1 日

佐用町地域公共交通会議会長

佐用町長 江見 秀樹

<参考資料>

①路線又は運送の区域ごとの対価の額の算出根拠

対価の考え方としては、実施主体が佐用町社会福祉協議会であることや、自家用車を使用していることから、距離制にすることは設備投資に多額の費用がかかるほか、運用が困難になるため、一律料金とする。

対価の算出にあたっては、従来、佐用町が行っていた福祉輸送の運賃である 300 円とドア to ドアのデマンドサービス運行であり、運行の行いやすい 100 円単位にして 400 円とする。

なお、高齢者や障がい者、中・高校生は、従来の福祉輸送の対価である 300 円を適用し、小学生はその半額、小学生未満は無料とする。

また、フルデマンド運行を行わない便（江川ふれあい号）を利用するものに関しては、利便性が低下することから割引を行い、300 円とする。

②運賃の收受方法

フルデマンド運行を行う便（さよさよサービス）に関しては、原則として利用者は予め乗車回数券を購入し、乗車の際に乗車券を渡すこととし、現金は扱わない。

フルデマンドで運行しない便（江川ふれあい号）は、可能な限り利用者に乗車回数券を予め購入していただき、乗車券の提出をお願いすることによって、現金の取り扱いを少なくする。ただし、現金でも収受することとする。

③運行の方法

ア) フルデマンド運行（さよさよサービス）

- ・利用者は、利用日の前日 15:00 までに電話にて利用申込を行う。佐用町社会福祉協議会は受付終了後に翌日の運行計画を立て、確定した時刻を利用者に連絡する。この場合、効率的な運行のため乗合によることとする。

- ・路線の運行時間は、8:30～17:00 までとし、運行日は地域ごとに隔日で行い、日曜日、祝日、年末年始は運休する。

イ) フルデマンド運行をしない便（江川ふれあい号）

- ・路線の運行時間は、江川発佐用行き（往路）が、8:30、11:00、14:00、15:30 で、佐用発江川行き（復路）が 10:30、12:30、14:30、16:00 とする。土日・祝日、年末年始等は運休する。

- ・利用者は、出発時間の 1 時間前までに電話にて利用申込を行う（ただし、8:30 の便は前日までに予約必要）。受付終了後に運行計画を立て、確定した時刻を利用者に連絡する。この場合、効率的な運行のため乗合によることとする。

神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 8 年 9 月 1 日

名 称 社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
住 所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
代表者の氏名 会 長 井上 洋文

運行管理の責任者就任承諾書

申請者（佐用町社会福祉協議会会長 眞岡 克憲）が、神戸運輸監理部に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 5 年 9 月 1 日

住 所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地
氏 名 谷本 幸昌

※ 乗車定員 11 以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 11 人未満の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

受 講 証 明 書	
勤務先	※所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地 ※名 社会福祉法人佐用町社会福祉協議会
※氏 名	谷 本 幸 昌
7 年 11 月 21 日、安全運転管理者等講習を 受講したことを証明する。	
兵庫県公安委員会	

※ 各自でご記入下さい

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（社会福祉法人佐用町社会福祉協議会）が、神戸運輸監理部長に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	井上 和政		普通	1 種
2	福田 智明		普通	1 種
3	高見 寛治		大型	1 種
4	高嶋 悟		普通	1 種
5	竹田 好作		大型	1 種
6	谷本 幸昌		大型	1 種
7	古本 ルミ		普通	1 種
8	尾崎 真太郎		普通	1 種
9	藤木 卓		中型	1 種
10	清水 範和		普通	1 種
11	岡下 泰典		大型	1 種

運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉自動車以外を使用して市町村運営有償運送のうち市町村福祉輸送を行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（社会福祉法人佐用町社会福祉協議会）が、神戸運輸監理部に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1 2	竹田 裕紀		普通	1 種
1 3	諏訪 しほ		普通	1 種
1 4	安本 薫		普通	1 種
1 5	吉田 和彦		普通	1 種
1 6	岡本 隆文		普通	1 種
1 7	久保 正彦		普通	1 種
1 8	小林 裕和		普通	1 種
1 9	岡野 晃		普通	1 種
2 0	小河 正義		普通	1 種
2 1	平井 洋二		大型	1 種
2 2	藤田 美栄		普通	1 種

運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉自動車以外を使用して市町村運営有償運送のうち市町村福祉輸送を行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	佐用町社会福祉協議会
-------------	------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (佐用町社会福祉協議会本所・江川地区文化センター)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

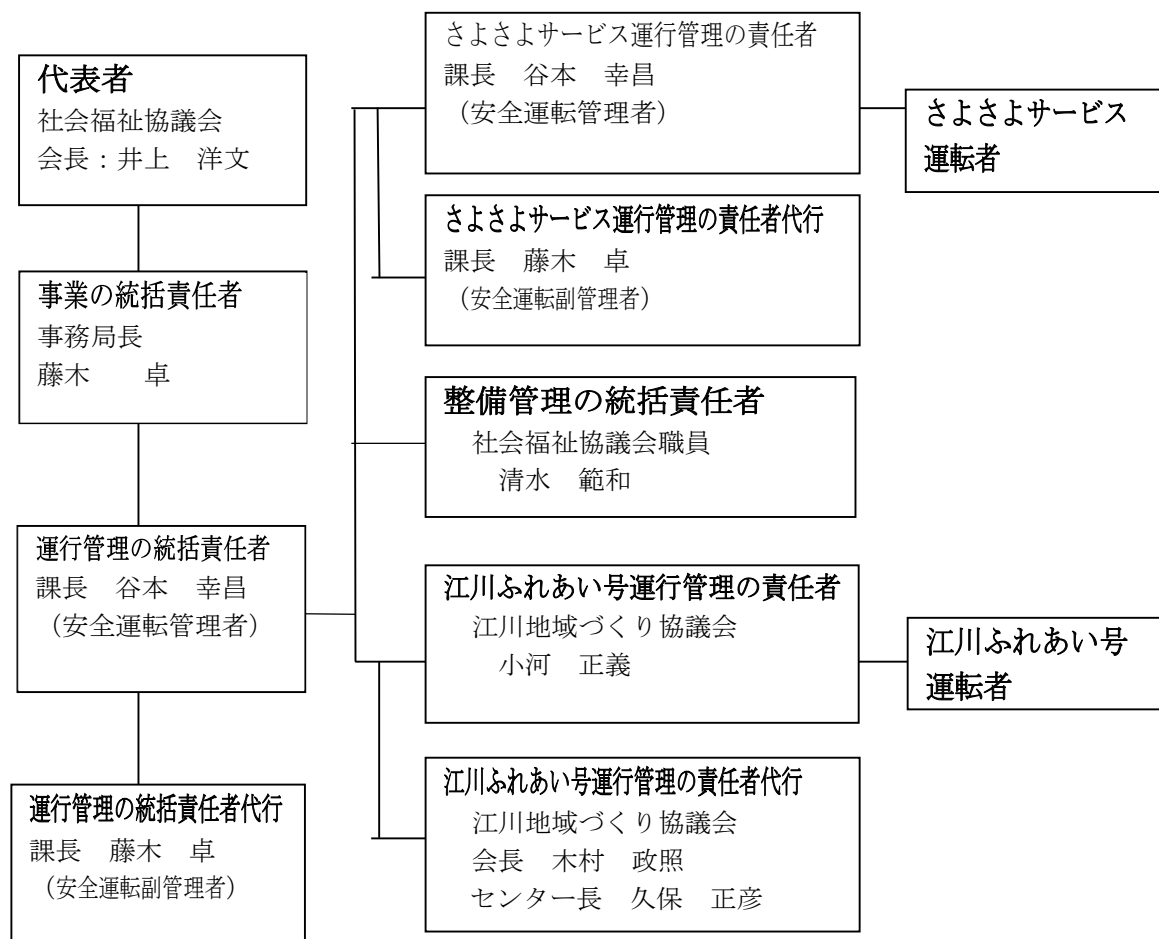
No	氏 名	住 所	資格の種類
1	谷本 幸昌	兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地	安全運転管理者

- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 市町村運営有償運送にあって運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

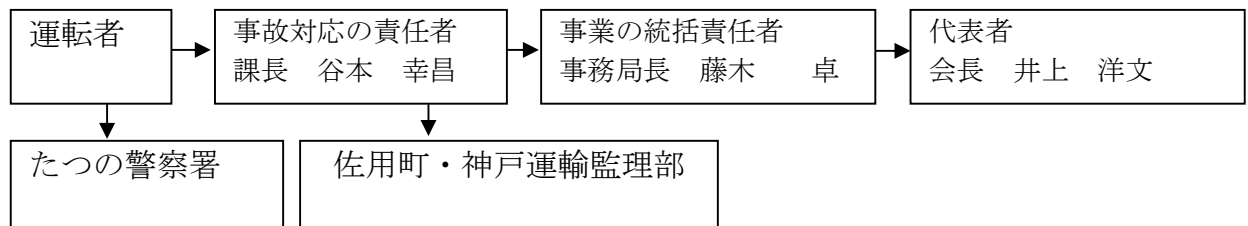
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1	清水 範和	兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



使用する自家用有償旅客運送自動車一覧

空白地有償運送車両

No.	車名	車名	登録番号	乗車 定員	種別	初年登録 年月	検 査 有 効 期 限	福祉 車両	賠償能力 対人限度額 (万円)	賠償能力 対物限度額 (万円)	備 考
1	グラントハイエース	トヨタ	姫路 800 す 9052	10 人	普通	R4.1	R10.1.19	○	無制限	無制限	車いす移動車 佐用町所有
2	グラントハイエース	トヨタ	姫路 800 す 4715	10 人	普通	H26.12	R8.12.12	○	無制限	無制限	車いす移動車 佐用町所有
3	ノア	トヨタ	姫路 501 ほ 870	7 人	小型	R1.8	R10.8.28		無制限	無制限	助・スライドシート 佐用町所有
4	NV350 キャラバン	ニッサン	姫路 301 す 9492	10 人	普通	H30.6	R9.6.28		無制限	無制限	佐用町所有
5	グラウンドハイエース	トヨタ	姫路 301 た 9780	10 人	普通	R2.10	R9.10.7		無制限	無制限	佐用町所有
6	(予備)アイシス	トヨタ	姫路 501 つ 2314	7 人	普通	H23.10	R8.10.21		無制限	無制限	社会福祉協議会所有
7	(予備)キャラバン	ニッサン	姫路 300 と 4602	10 人	普通	H15.6	R10.6.23		無制限	無制限	佐用町所有
8	(予備)フリード	ホンダ	姫路501ふ 9359	6 人	普通	R1.7	R10.7.4	○	無制限	無制限	車いす移動車 社会福祉協議会所有
9	(予備)ハイゼット	ダイハツ	姫路 880 あ 1172	4 人	軽自	H24.6	R10.6.12	○	無制限	無制限	車いす移動車 社会福祉協議会所有
10	(予備)N-BOX	ホンダ	姫路 581 た 7034	4 人	軽自	H30.8	R9.8.6	○	無制限	無制限	車いす移動車 社会福祉協議会所有
11	(予備)N-BOX	ホンダ	姫路 581 こ 1743	4 人	軽自	H29.2	R10.2.9		無制限	無制限	社会福祉協議会所有

自動車使用貸借契約書

貸主 佐用町長 庵逄典章（以下、「甲」という。）と借主 社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会会長 濱田義弘（以下、「乙」という。）は、甲が所有する裏面記載の自動車（以下、「本件自動車」という。）について、次の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 甲は、本件自動車を乙に無償で貸与し、乙はこれを借受ける。

2 乙は、本件自動車を「さよさよサービス」並びに「江川ふれあい号」の運行の目的以外に使用してはならない。ただし予備車両として使用する車両は、この限りではない。

第2条 本契約の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの満1年間とする。

2 甲及び乙が期間満了の3ヶ月前までに本契約を更新しない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同条件で1年間更新されるものとし、以降同様とする。

3 甲または乙が本契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の3ヶ月前までに書面で申し出ることとし、甲乙協議のうえ解除することができる。

第3条 本件自動車の運行にかかる燃料等油脂類、消耗品費、並びに自賠責保険料、任意保険料、車両保険料、自動車検査登録費用は乙が負担する。

2 本件自動車の修繕に関する費用は原則乙が負担する。ただし、乙で修繕が困難な場合は甲乙協議して負担割合を定める。

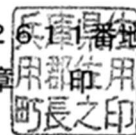
第4条 乙は、本件自動車を常に善良な状態の維持に務める。

第5条 本契約に定めのない事項、又はこの契約条件に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

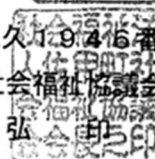
以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年12月13日

(甲) 住所 兵庫県佐用郡佐用町佐用2-1-1番地1
佐用町長 庵 逄 典 章



(乙) 住所 兵庫県佐用郡佐用町東徳久1-9-4番地
社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
会 長 濱 田 義 弘



運送をしようとする旅客の名簿

(公共空白地有償運送用)

自家用有償旅客運送者の名称：

佐用町社会福祉協議
会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

■佐用地区： 825 人
 ■上月地区： 537 人
 ■南光地区： 413 人
 ■三日月地区： 309 人
 ＊合計 2084 人
 令和 8 年 8 月 15 日現在

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の7に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

神兵過第3号

2. 登録の有効期間

令和5年11月1日

から

令和8年10月31日

3. 名称、住所、代表者氏名

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会

佐用郡佐用町東徳久1946番地

理事長 井上 洋文

4. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

5. 運送の区域

佐用郡佐用町

6. 運送の区域事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあつては、協力事業者の氏名又は名称及び住所

7. 登録に付す条件

別紙のとおり

令和6年9月27日

神戸運輸監理部長 白井 謙彰



タクシー運賃助成事業助成額の見直しについて（令和 9 年 4 月施行）

1. 助成額改定の理由・根拠

本町のタクシー運賃助成事業は、高齢者等の移動手段の確保および外出支援を目的として実施しておりますが、今般、兵庫県内のタクシー事業者から、運転手確保に向けた賃金改善や燃料費高騰を理由とした運賃改定の申請がなされ、国土交通省近畿運輸局の公示を経て、本年 3 月 16 日より初乗運賃（1.2km につき 700 円）および加算運賃（225m につき 100 円）への改定が実施されました。

本事業については、従前より事業者および利用者から助成額拡充を求める声が多数寄せられていることに加え、令和 5 年度と令和 7 年度の利用者数を比較すると約 18.4%減少しており、現行の助成体系のままでは、今回の運賃改定に伴う実質的な自己負担額の増加が、通院や買物等、日常生活における外出機会の更なる減少や移動手段の制約を招くことが強く懸念されます。

こうした状況を鑑み、運賃改定に伴う利用者の負担感の増大を改定前と同水準に抑制するとともに、タクシー利用頻度の高い遠隔地居住者への配慮および長距離利用時の経済的負担を軽減させるため、助成額の見直しを行い、町民の利便性向上と地域公共交通の維持を図るべく、本要綱の改正を行いたい。

2. 改正内容の概要

以下のとおり現行の助成額の拡大を行う。

〈運賃料金〉	〈現行の利用者負担額〉	〈改定後の利用者負担額〉
2,000 円以下	半額	半額
2,001 円から 3,000 円	一律 1,000 円	一律 1,000 円
3,001 円から 4,000 円	2,000 円引いた額	2,000 円引いた額
4,001 円から 6,000 円	（新設）	一律 2,000 円
6,001 円以上	（新設）	4,000 円引いた額

3. 適用開始日

令和 9 年 4 月 1 日から

4. 規定

佐用町タクシー運賃助成事業実施要綱 要綱第 6 条

5. 利用件数

	（R7.4～12 月：9 か月分）		案（R9.4 月～）	
	件数（件）	町助成額（円）	件数（件）	町助成額（円）
2,000 円以下	2,630	1,484,800	2,630	1,484,800
2,001 円～3,000 円	2,385	3,862,400	2,385	3,862,400
3,001 円～4,000 円	1,665	3,328,600	1,081	2,162,000
4,001 円～6,000 円			396	1,097,900
6,001 円～			188	752,000
計	6,680	8,675,800	6,680	9,359,100

6.利用目的別件数（R7.4～12月：9か月分）

(件)

	2,000 円以下	2,001 円～3,000 円	3,001 円以上	計
医療機関	1,397	1,005	870	3,272
公共機関	406	360	136	902
医療機関+公共機関	14	7	6	27
その他	813	1,013	653	2,479
計	2,630	2,385	1,665	6,680

※医療機関+公共機関・・・医療機関（発着）⇔公共機関（発着）

7. 予算（令和 9 年度）

●歳入

民生費負担金 タクシー運賃助成事業利用負担金

960,000 円

〈内訳〉

893,000 円（券売上金）+67,000 円（免許返納分）=960,000 円

（過去 3 年の収入実績）

R5：994,000 円（券売上金）+55,000 円（免許返納分）=939,000 円

R6：890,000 円（券売上金）+65,000 円（免許返納分）=955,000 円

R7：793,000 円（券売上金）+79,000 円（免許返納分）=872,000 円

●歳出

高齢者福祉費

12,600,000 円：9,000 件 / 委託料：件数（案）

〈内訳〉

9,359,100 円（R7 年度実績に基づく 9 か月分の委託料）÷ 9 か月=1,039,900 円（1 か月分委託料）

1,039,900 円（1 か月分の委託料）×12 か月=12,478,800 円（1 年間の委託料）

12,478,800 円（1 年間の委託料）+50,000 円（移送サービス委託料）=12,528,800 円

（過去 3 年の業者委託料）委託料：利用件数

R5：13,298,690 円：10,579 件

R6：12,571,000 円：9,483 件

R7：11,338,400 円：8,627 件

8.今後のスケジュール

7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
業者説明	公共交 通会議			要綱改正 チラシ改正	業 者 施 行 案内		広報周知 町 HP 佐用 CH		開始

タクシー運賃助成制度 改正案に伴う利用者負担額シミュレーション

資料 4

運賃	現行の負担額	改定後の負担額
700	350	350
800	400	400
900	450	450
1,000	500	500
1,100	550	550
1,200	600	600
1,300	650	650
1,400	700	700
1,500	750	750
1,600	800	800
1,700	850	850
1,800	900	900
1,900	950	950
2,000	1,000	1,000
2,100	1,000	1,000
2,200	1,000	1,000
2,300	1,000	1,000
2,400	1,000	1,000
2,500	1,000	1,000
2,600	1,000	1,000
2,700	1,000	1,000
2,800	1,000	1,000
2,900	1,000	1,000
3,000	1,000	1,000
3,100	1,100	1,100
3,200	1,200	1,200
3,300	1,300	1,300
3,400	1,400	1,400
3,500	1,500	1,500
3,600	1,600	1,600
3,700	1,700	1,700
3,800	1,800	1,800
3,900	1,900	1,900
4,000	2,000	2,000

運賃	現行の負担額	改定後の負担額
4,100	2,100	2,000
4,200	2,200	2,000
4,300	2,300	2,000
4,400	2,400	2,000
4,500	2,500	2,000
4,600	2,600	2,000
4,700	2,700	2,000
4,800	2,800	2,000
4,900	2,900	2,000
5,000	3,000	2,000
5,100	3,100	2,000
5,200	3,200	2,000
5,300	3,300	2,000
5,400	3,400	2,000
5,500	3,500	2,000
5,600	3,600	2,000
5,700	3,700	2,000
5,800	3,800	2,000
5,900	3,900	2,000
6,000	4,000	2,000

運賃	現行の負担額	改定後の負担額
6,100	4,100	2,100
6,200	4,200	2,200
6,300	4,300	2,300
6,400	4,400	2,400
6,500	4,500	2,500
6,600	4,600	2,600
6,700	4,700	2,700
6,800	4,800	2,800
6,900	4,900	2,900
7,000	5,000	3,000
7,100	5,100	3,100
7,200	5,200	3,200
7,300	5,300	3,300
7,400	5,400	3,400
7,500	5,500	3,500
7,600	5,600	3,600
7,700	5,700	3,700
7,800	5,800	3,800
7,900	5,900	3,900
8,000	6,000	4,000

※運賃が4,000円を超える場合、現行制度よりも利用者負担が軽減されます